

令和8年4月1日～開始

薩摩川内市

遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援助成事業のお知らせ



医学的な理由等により、遠方の周産期母子医療センターで妊婦健診等の受診や出産をする方を対象に、交通費の助成を行います。

### 【対象者】

次の要件のすべてに該当する方

- ① 薩摩川内市に住民票がある妊産婦又は乳児の保護者
- ② 医学的な理由等により、自宅又は里帰り先から概ね60分以上を要する周産期母子医療センターで健診を受診又は出産する必要がある妊産婦及び乳児の保護者

\* 対象となる主な周産期母子医療センター：鹿児島市立病院、鹿児島大学病院、いまきいれ総合病院

\* 自己都合で、周産期母子医療センターを選択する場合は、助成の対象外です。

\* その他の周産期母子医療センターを受診する方は、お問合せください。

### 【助成の対象となるもの】

- ・ **交通費**：自宅又は里帰り先から、周産期母子医療センターまで公共交通機関又は自家用車等での移動に要した費用（8割助成、上限あり）

	交通費	回数
① 妊婦健康診査	○（タクシー含む）	上限14回
② 出産	○（タクシー含む）	1回
③ 産婦健康診査	○	上限2回
④ 1か月児健康診査	○	1回

産婦健康診査と1か月児健康診査が同一日の場合、産婦健康診査のみ対象

- ・ **宿泊費**：出産待機のための宿泊に要した費用

（領収額から1泊あたり2000円を控除した額×泊数、最大14泊分、上限あり）

\* 令和8年4月1日以降分から対象となります。

\* 本人分のみ対象です。ご家族分の交通費・宿泊費は助成対象外です。

\* 公共交通機関やタクシー、有料道路等をご利用の際は、申請に領収書等の証明が必要となります。

### 【申請時に必要なもの】

- ・ 「医学的な理由等」を認めると判断できる書類（診療明細書、医師の診断書、診療情報提供書、母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等）の写し
- ・ 母子健康手帳
- ・ 交通費に係る領収書もしくは領収書に類する書類の写し（有料道路を利用した場合のETC利用証明書等）
- ・ 宿泊費に係る領収書の写し（出産に備え分娩取扱施設等の近隣宿泊施設に宿泊した分）
- ・ 申請者本人の振込口座が確認できるものの写し

### 【申請について】

申請期限は、出産日（又は妊娠が終了した日）から6か月以内です。詳細は、右記問合せ先まで、ご連絡ください。

《問合せ先》

薩摩川内市 市民健康課

（川内保健センター）

健康増進第2グループ

Tel: 0996-22-8811